【道内公立学校用】

北海道教育委員会からのお知らせです。

「奨学のための給付金」申し込みを希望する方へ

【令和８年(2026 年)度北海道公立高校生等奨学給付金申請のご案内】

１．支給を受けるための要件（支給対象となる世帯）

令和８年(2026 年)７月１日（基準日）に次の要件を全て満たしていること。

① 生徒が平成 26 年４月１日以降の入学者であり、基準日（令和８年(2026 年)７月１日）に在学していること。

② 保護者（親権者）等が北海道内に住所を有していること。

※ 単身赴任等で保護者等の一方が他の都府県に在住しているとき、世帯の生活の本拠地が道内である場合は、北海道に申請ができます。

③ 生活保護受給世帯又は保護者（親権者）等全員の令和８年度(2026 年度)分道府県民税及び市町村民税所得割額が下記「２．支給額」の区分に該当する世帯であること。

※ 対象外であった世帯が、保護者等の失職等により収入が減少して家計が急変し、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が下記「２．支給額」の区分に該当する世帯に相当する場合は、家計急変のリーフレットをご覧ください。

【注意】次のいずれかに該当する場合は、**給付対象外**となります。

１ 生徒が高等学校等就学支援金等（授業料の補助）の支給対象とならない場合。

２ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和５年５月 10 日こ支家第 47 号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合。

３ 海外赴任していた等により、保護者等全員の課税証明書が提出できない場合。

４ 北海道が実施する「高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業」又は「北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度」による給付金の給付を受けている場合。

５ 生徒が今年度全ての期間を休学する予定である場合。

２．支給額（対象生徒一人当たりの年額）※就学支援金等新制度対象者の金額です。

区　分	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯のうち生業扶助（高等学校等修学費）が措置されている世帯	32,300 円	32,300 円	
非課税世帯	143,700 円	50,500 円	50,500 円
保護者等全員の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円未満である世帯	**47,900 円**	**16,830 円**	16,830 円
保護者等全員の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満である世帯	**35,930 円**	**12,630 円**	
生計維持者全員の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 264,500 円未満かつ扶養する子が３人以上いる世帯			12,630 円

・支給額は、認定基準日における世帯状況に基づき決定しますので、不明な点がございましたら裏面に記載のお問合せ先まで連絡してください。

・制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、１人当たり最大 64,800 円加算になります（生活保護世帯で高等学校等就学費が措置されている世帯を除く）。

※太枠太字部分は、本年度からの拡充となります。該当する世帯においては、申請漏れのないよう十分留意してください。

3．申請方法

申請にあたっては、以下の「申請に必要な書類」を学校へ提出してください。

【申請に必要な書類】

（1） 申請する方全員

- 北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書
 （様式第１－１号（専攻科の生徒は様式第１－２号））
- 口座振込申出書（様式第３号）
- 生徒の国籍を確認できる書類（就学支援金の受給資格認定通知（又は支給額通知）等）

（2）次の①～③のいずれか

① 生活保護受給世帯の場合 ・様式第２号（「生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 36 条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」） ・生活保護受給証明書（生業扶助（高等学校等就学費）受給の有無の記載があるもの） ※ 上記のいずれか一方を提出してください。
② 道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯 又は、 生徒の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 182,500 円未満の世帯（専攻科は 105,500 円未満） ・保護者（親権者）等全員の「令和８年度(2026 年度)道民税・市町村民税課税（非課税）証明書」又は「令和８年度(2026 年度)道民税・市町村民税納税通知書」等
③ 専攻科で生徒の生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満かつ扶養する子が３人以上いる世帯 ・住民税の所得割額が確認できる書類（上記②のとおり） ・生計維持者の市町村民税における扶養親族が確認できる書類 ・扶養親族申告書（様式第５号）

※ 申請書等作成時のお願い

○ 添付資料のうち「道民税・市町村民税納税通知書」をコピーする際は、印刷する面が途中で切れないようコピーしてください。
　また、印刷された面の文字がはっきり読み取れるよう、コピーをしてください。
○ 申請書や口座振込申出書に記入する際は、ボールペン等で丁寧に記入してください。「えんぴつ」や「インクが消えるボールペン」は使用しないでください。
○ 認定基準日（令和８年(2026 年)７月１日）以降に転学した場合、基準日現在に在学していた学校に申請書等を提出してください。

4．支給方法

審査により支給が決定された場合、給付金は申請者の指定する口座へ一括で振り込みます。

5．その他

1　申請書の作成にあたっては、別添の「記入例」を参考にしてください。
2　申請書の別紙「留意事項」についても、必ずお読みください。
3　代理受領（給付金の一部を学校に直接支払い、学校諸費等に充てるもの）を希望される場合は、学校の事務室までお問い合わせください。

「奨学のための給付金」に関するお問合せ先
高校生等が在学する学校の事務室（電話　０１３８－４１－４２４８）
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
（電話　０１３８－４７－９５８１）